

居宅介護支援 重要事項説明書

〈令和6年4月1日現在〉

令和6年4月法改正において基本単位変更による利用料金変更について

4. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

- ・要介護認定を受けておられる方は、介護保険から全額給付されるため自己負担はありません。事業者は法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を直接受領すること（法定代理受領）になっています。
- ・利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月あたり）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費Ⅰ

介護支援専門員1人当たりの取扱件数〔常勤換算〕	要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費（ⅰ）45件未満（当事業所該当）	12,380円	16,085円
居宅介護支援費（ⅱ）45件以上60件未満	6,201円	8,025円
居宅介護支援費（ⅲ）60件未満	3,716円	4,810円

〔算定要件が適合し、東京都世田谷区へ届出をした場合〕※当事業所算定なし

特定事業所加算（Ⅰ）	519単位	5,916円
特定事業所加算（Ⅱ）	421単位	4,799円
特定事業所加算（Ⅲ）	323単位	3,682円
特定事業所加算（A）	114単位	1,299円

〔算定要件が適合した場合〕

- ・初回加算 300単位/月 3,420円
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位/月 2,850円
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位/月 2,280円
- ・退院退所加算（入院または入所期間中1回を限度）
 - 退院退所加算（Ⅰイ） 450単位/回 5,130円
 - 退院退所加算（Ⅰロ） 600単位/回 6,840円
 - 退院退所加算（Ⅱイ） 600単位/回 6,840円
 - 退院退所加算（Ⅱロ） 750単位/回 8,550円
 - 退院退所加算（Ⅲ） 900単位/回 10,260円
- ・小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位/月 3,420円
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 300単位/月 3,420円
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算（月2回限度） 200単位/回 2,280円
- ・ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月 4,560円
- ・通院時情報連携加算 50単位/月 570円
- ・看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同時に取り扱うことが適正と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定が可能となります。
- ・ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加しています。

- ・厚生労働大臣が定める当事業所の所在は、1級地：特別区（1単位の単価は11.40円）です。

指定居宅介護支援サービス事業所は、令和6年4月法改正において利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 東京都世田谷区代沢5-7-3
事業者名 有限会社ヘルパーサービス和知
ケアサービス和知
代表者名 代表取締役 和知祥子 印

説明者..... 印

私は、本書面により、令和6年4月法改正において事業者から指定居宅介護支援サービスについて重要事項の説明を受け内容に同意し、受領しました。

<利用者>

住所.....

氏名..... 印

(代理人または立会人等)

住所.....

続柄.....

氏名..... 印